

技 第 2 5 号  
平成29年4月12日

隠岐支庁各関係局長  
農林水産部各関係課長  
農林水産部各関係地方機関の長  
土木部各関係課長  
土木部各地方機関の長

様

土木部長  
(技術管理課)

橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工の市場単価の適用について（通知）

このことについて、「平成28年度建設工事積算基準第VI編第2章市場単価⑨橋梁付属物工⑨-2橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工」の適用範囲において、「市場単価が適用できない範囲」に下記1を追記しますので、この規定を、本通知の発出以降、対応可能な工事に適用することを関係職員へ周知願います。

なお、各市町村へは別途参考送付しています。

#### 記

#### 1 市場単価が適用出来ない場合

- (1) 既設の伸縮装置及び取替後の伸縮装置の断面寸法が、「平成28年度建設工事積算基準第IV編第2章市場単価⑨橋梁付属物工⑨-2橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工〈参考資料〉市場単価適用可能橋梁用埋設型伸縮継手装置一覧表（VI-2-⑨-16）」にある標準断面寸法を超える場合。
- (2) 現場条件により1日で完了することが出来ない既設橋の伸縮装置補修（取替）工事の場合。

#### 2 その他

本通知は技術管理課のホームページに公表します。

また、職員ポータルライブラリに次の名称で登録します。

- ・ 01-03-347【設計積算基準関連通知】橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工の市場単価の適用について